

# 労働契約法 18条・19条とは

## 第十八条 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

有期契約労働者は雇止めの不安のために正当な権利がなかなか行使できない。だから、条件（通算5年以上働いた）を満たした有期契約労働者に無期契約への転換の権利を与え雇用の安定を図ることがその趣旨である。

## 第十九条 有期労働契約の更新等

最高裁判所判決で確立している雇止めに関する判例法理（いわゆる雇止め法理）を規定し、一定の場合（雇止めをすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない時）に雇止めを認めず、有期労働契約が締結又は更新されたものとみなすこととしたものである

日本通運は上記の労働契約法に違反しています。労働契約法18条を念頭に判断すれば、「5年の雇用制限」「不更新条項」による有期雇用労働者の雇止め（解雇）は無効です。東京高裁に公正な判決による「正義」を求めます。

# 非正規雇用労働者を使い捨てる日本通運

女性労働者であるOさんは、2010年12月から派遣労働者として日本通運で働き始めました。1年半後の2012年6月に派遣労働者から、日本通運の直接雇用労働者となり、解雇された2018年3月31日で、勤続5年10ヶ月、派遣時代を含めると7年半となります。

直接雇用となったときに、日本通運からは「長く働ける職場だ」と話されほぼ1年ごとの契約更新を7回繰り返しました。日本通運という大企業であり、Oさんも長く働けるものと期待し、頑張って働き、子供も自分の扶養にしていました。

しかし、労契法18条が施行されてから日本通運は、「有期雇用労働者全員を無期にしたら大変だ」と、Oさんが無期転換となる前日の2018年3月31日での雇止め解雇を強行してきました。

このような労契法18条を脱法した首切りは断じて許されません。現在東京地裁の不当判決を正し、職場に復帰するため、日本通運と闘っています。

東京高裁 101号法廷

2022年3月22日 11時

# 日本通運の

雇止め（解雇）を許さない

無期転換逃れ

労働契約法18条違反

有期雇用労働者の  
保護を行え

東京高裁は  
公正な判決を

## 0さんの要求

# ▼ 不当な雇止めを撤回し、継続雇用すること

- 東京地裁の不当判決を、正そう！
- 労働契約違法18条の潜脱行為をやめろ！
- 無期雇用化逃れのための雇止め（解雇）をやめろ！
- 「雇用の5年制限」「不更新条項」は無効だ！
- 非正規雇用労働者を使い捨てするな！
- 東京高裁は公正な判決を行え！

■ 2020年10月1日、東京地裁は不当判決を出しました。何が不当かはハッキリしていません。5年を越えて働いていた0さんを日本通運が、労契法18条の効力が発する前日の2018年3月31日に解雇したことです。

この解雇は日本通運が労契法18条の無期転換を逃れるために、全社的に一斉に行った不当解雇である。判決は、日通が行った「不更新条項」では、「期待」が消えないとしたが、「不更新条項」を挿入した動機である「無期転換逃れ」には全く触れずに、一職場の請負業務が失注したことを理由に解雇を有効としました。日通自身

が、0さんの仕事があったとしても、2018年3月31日の解雇を行うと明言しています。更に日通では業務失注があったとしても大企業内での配置転換は行っていました。東京地裁は、こうした事実を無視し、無期転換に触れないため、「不更新条項」と無関係な業務失注を理由とする解雇ありきの判決をだしました。

私たちは、有期雇用労働者の救済のために成立した労契法の趣旨に基づき、0さんの雇用が継続させることを求めて闘っています。東京高裁が、地裁の判決を正し、公正な判決を行うことを求めていきます。

## 私の決意

私が日本通運の労契法18条の潜脱を訴えた裁判では、大変残念なことに敗訴という結果になりました。

しかし今回の裁判長の判決は大企業である日本通運に付度した会社本位の判決でした。というのも信じられないことに判決文には日通をえこひいきして事実を曲解した内容が多々書かれていたのです。

そして、何よりも許せないのは有期契約労働者をどんなに使い捨てにしてもいいと解釈できる内容が書かれていたことです。

同じ人間とも思えない自分達さえ良ければいいという考えが大企業の管理職のみならず裁判所にもあったと言う事に愕然としました。

控訴するかどうかは私なりに悩みましたが、組合の方々や弁護士の先生方の助言もあり控訴して裁判を続けることにしました。

今まで約25,000筆の署名もあり沢山のの方々支援していただいております。法律の主旨を逸脱する解釈は絶対に許されません。

これからも真っ当な権利として職場に復帰することを主張して裁判に臨んでいきます。

union-net-otagaisama

お互いさま

〒101-0048  
東京都千代田区神田司  
町2-15-9 武蔵野ビル  
労働相談室気付

TEL 070-6576-2071  
FAX (03)-5577-7263  
info@rodosodans.org  
http://otagaisama.org